

# 特定粉じん排出等作業実施届出書 記載要領

- ・届出は、【様式第3の5】及び【別紙】並びに【添付書類】を作成の上、作業開始予定日の14日前までに届出すること。(提出部数: 2部(正本及びその写しを各1部))
- ・2以上の特定粉じん排出作業を、同一の工場又は事業場の建築物その他工作物について行う場合は、1つの届出書によって届出を行うことができる。  
(提出部数は2部必要)

令和8年4月  
広島県

【様式3の5】

<p>① 受信者名 (県厚生環境事務所・市町の届出先) 届出先の詳細は最終面に記載しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島市内での作業…広島市長(環境保全課) ・庄原市内での作業…庄原市長(環境政策課)</li> <li>・福山市内での作業…福山市市長(環境保全課) ・東広島市内での作業…東広島市長(生活衛生課)</li> <li>・呉市内での作業…呉市長(環境健康センター) ・大崎上島町内での作業…大崎上島町長</li> <li>・三次市内での作業…三次市長(環境政策課) (広島県厚生環境事務所環境管理課)</li> <li>・その他の市町内における作業…右の表を参照のこと。</li> </ul>
<p>② 届出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者となる。</li> <li>・住所、名称及び氏名(電話番号)を記入すること。</li> <li>・法人代表者の代理人を届出者とする場合には、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。</li> </ul>
<p>③ 根拠規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要な文字を抹消すること。</li> <li>(ア)通常の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」</li> <li>(イ)災害時等の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」</li> </ul>
<p>④ 特定工事の場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を実施する場所(住所)及びその工事の名称を記載すること。</li> </ul>
<p>⑤ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工事の受注者(元請業者)又は自主施工者の住所、名称及び氏名を記入すること。</li> <li>・法人にあっては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。</li> <li>・連絡先として、電話番号を記入すること。</li> </ul>
<p>⑥ 特定粉じん排出作業の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する作業に○印をつけること。</li> <li>・特定粉じん排出作業の開始日は、除去に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。</li> </ul>
<p>⑦ 特定粉じん排出作業の実施の期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(※具体的には、除去に先立ち作業区間の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散のための作業を開始する日を指す。)</li> <li>・困い込み、封じ込め作業にあっては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始日となる。</li> </ul>
<p>⑧ 特定建築材料の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する作業に○印をつけること。</li> </ul>
<p>⑨ 特定建築材料の使用面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用面積の合計値(m<sup>2</sup>)を記入すること。</li> </ul>
<p>⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の構造に○印をつけ、延べ床面積(m<sup>2</sup>)及び階数を記入すること。</li> </ul>
<p>⑪ 特定工事を施行するものの現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定工事の施工者(受注者(元請業者)又は自主施工者)の現場責任者の氏名、連絡場所(住所、名称、電話番号)を記載すること。</li> </ul>
<p>⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の住所、名称及び氏名を記入すること。</li> <li>・連絡先として、電話番号を記入すること。</li> </ul>

作業を行う場所	受信者名(県厚生環境事務所の届出先)
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所(環境管理課)
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所(環境管理課)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所(呉支所衛生環境課)
竹原市	広島県西部厚生環境事務所(環境管理課)
三原市、尾道市、世羅町	広島県東部厚生環境事務所(環境管理課)
府中市、神石高原町	広島県東部厚生環境事務所(福山支所衛生環境課)

様式3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

① 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

届出者

② 電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に<sup>③</sup>特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	④ 届出対象特定工事の名称
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	⑤ 特定粉じん排出作業の種類
特定粉じん排出等作業の概要	⑥ 特定粉じん排出作業の実施の期間
特定建築材料の使用面積	⑦ 特定建築材料の種類
特定建築材料の使用面積	⑧ 特定建築材料の使用面積
特定粉じん排出等作業の方法	⑨ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
特定粉じん排出等作業の別	⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要
特定粉じん排出等作業の別	⑪ 特定工事を施行する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
特定粉じん排出等作業の別	⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

④ 届出対象特定工事の名称

⑤ 特定粉じん排出作業の種類

⑥ 特定粉じん排出作業の実施の期間

⑦ 特定建築材料の種類

⑧ 特定建築材料の使用面積

⑨ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要

⑪ 特定工事を施行する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

備考

- 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 日本産業規格A4とすることを。図面、表等やむを得ないものを除き、

【別紙】

⑬ 特定建築材料の処理方法	該当するものに○印をつけること。 建築物等が倒壊するおそれがあるときその他法第18条の19各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合※に当該措置を当該方法により行わない場合には、その理由を記載すること。 ※災害等による破損により、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する場合、物理的に特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離することや、隔離した場所において集じん・排気装置を使用することが困難な場合等をいう。
集じん・排気装置	⑮ 機種・型式・設置数 集じん・排気装置の機種、型式及びその設置数を記入すること。 ⑯ 排気能力 (m <sup>3</sup> /min) 集じん・排気装置の排気能力 (m <sup>3</sup> /min) 及び隔離空間の内部の空気についての1時間当たりの換気回数 (回) を記入すること。(4回以上が求められる。)
⑰ 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	エアフィルタの種類及び製品の仕様書等に記載の粒子捕集率を記入すること。 (エアフィルタはHEPAフィルタであること。【規則第16条の2】)
⑱ 使用する資材及びその種類	使用する薬剤、隔離養生に使用するシート、接着テープ等の資材及びその種類について記入すること。
⑲ その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	上記①の特定建築材料の処理方法が「その他」に該当する場合には、その処理方法を記入すること。

別紙は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

【添付書類】

様式第3の5及び別紙のほか、次の書類を添付すること。

〔・図面は、必要事項が明確に判断される程度のものでよい。〕

・添付書類は原則としてA4版とし、それ以上の場合はA4版の大きさに折りたたむこと。

ア 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図

主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を明記すること。

また、作業基準及び石棉事前調査結果に係る掲示板の位置を明記すること。

ウ 特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの

エ 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図

主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん、排気装置の設置場所及び排気口の位置を明記すること。

オ※ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 (耐火建築物等の建築物・その他工作物の別、建築物の場合延べ面積)

カ※ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

キ※ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ ただし、オ〜キについては、様式第3の4に「参考事項」として記入欄が設けられており、ここに記入することで添付書類に代えることができる。

別紙	特定粉じん排出等作業の方法
特定粉じん排出等作業における措置	⑬ 除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	⑭
機種・型式・設置数	⑮
排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	⑯ (1時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	⑰
使用する資材及びその種類	⑱
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	⑲
備考	1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。 2 使用する資材及びその種類の欄には、薬剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m <sup>3</sup> ) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

**【提出先】**

届出書の提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住 所
大竹市、 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所環境管理課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町20-25
東広島市	東広島市生活衛生課	082-422-1048	東広島市西条栄町 8-29